



福岡医発第3120号（地）
令和3年3月8日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その57）（その58）（その59）」の
送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和2年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.htm
1) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。
- 2) (その57) で示されている「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」(令和3年2月22日付け保医発0222第1号) につきましては、令和3年3月8日付け福岡医発第3121号（地）にて別途ご連絡しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 364)

令和 3 年 3 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 57）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 57）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、今回の疑義解釈で示されております「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」（令和 3 年 2 月 22 日付け保医発 0222 第 1 号）につきましては、令和 3 年 3 月 3 日付け日医発第 1182 号（保 363）にて別途ご連絡しておりますことを申し添えます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 57）

（令 3. 2. 22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 22 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 57）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型】

問1 「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」（令和3年2月22日付け保医発0222第1号）別添において、「原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「視神経脊髄炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。」とあるが、視神経脊髄炎の患者であって、チオプリン製剤の投与対象となる患者に対して、その投与の可否、投与量等を判断することを目的として、リアルタイムPCR法によりNudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型の測定を行った場合、区分番号「D006-17」Nudix hydrolase 15(NUD T15)遺伝子多型は算定できるか。

(答) 算定できる。ただし、当該薬剤の投与を開始するまでの間に1回を限度とする。

(保 365)

令和 3 年 3 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 58）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 58）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 58）

（令 3. 2. 24 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 24 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 58）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年2月24日付けで薬事承認された「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2）」（栄研化学株式会社）及び「Alinity m システム SARS-CoV-2」（アボットジャパン合同会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年2月24日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出】

問2 令和2年11月11日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和3年2月24日付けで薬事承認された「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u A）」（栄研化学株式会社）、「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u B）」（栄研化学株式会社）及び「S i m p r o v a 呼吸器ウイルスパネル（構成製品：S A R S - C o V - 2、F l u A、F l u B）」（栄研化学株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年2月24日より保険適用となる。

(保 368)

令和 3 年 3 月 4 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 59）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 59）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 59）

（令 3.3.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 2 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 59）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年3月2日付けで薬事承認された「クイック チェイサー A u t o S A R S - C o V - 2」（株式会社 ミズホメディー）及び「富士ドライケム I M M U N O A G カートリッジ C O V I D - 1 9 A g」（株式会社 ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年3月2日より保険適用となる。